表1

障害福祉サービスの利用について　平成26年4月版

障害者総合支援法　地域社会における共生の実現に向けて

1　障害者を対象としたサービス

2　障害児を対象としたサービス

3　相談支援

4　地域生活支援事業

5　利用の手続き

6　利用者負担の仕組みと軽減措置

7　障害に係る自立支援医療

8　補装具の制度

Ｐ2-3

**はじめに**

**障害者総合支援法**

**地域社会における共生の実現に向けて─障害者の日常生活及び社会生活の総合的な支援を図ります─**

**障害福祉施策の流れ**

　障害保健福祉施策は、平成15年度からノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援費制度により充実が図られました。しかし、

①身体・知的・精神という障害種別ごとでわかりにくく使いにくい

②サービスの提供において地方公共団体間の格差が大きい

③費用負担の財源を確保することが困難

などの理由により、平成18年度からは障害者自立支援法が施行されました。

　その後、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害者（児）を権利の主体と位置づけた基本理念を定め、制度の谷間を埋めるために障害児については児童福祉法を根拠法に整理しなおすとともに、難病を対象とするなどの改正を行い、平成25年4月に障害者総合支援法に法律の題名も変更されて施行されました。

**障害者総合支援法について**

　障害者総合支援法は、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずる」ことを趣旨として、障害者自立支援法を改正する形で創設されました。

　よって、法律の題名は障害者総合支援法に変更されましたが、法律の基本的な構造は障害者自立支援法と同じです。なお、法改正に伴い次のよう改正が行われています。

（1）目的の改正

　法の目的で「障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営む」との表記を「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営む」とするとともに、「地域生活支援事業」による支援を含めた総合的な支援を行うことが明記されました。

（2）基本理念の創設

　第1条の２に新たに「基本理念」を創設され、

①全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されること

②全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること

③全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられること

④社会参加の機会が確保されること

⑤どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと

⑥障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することが掲げられました。

（3）障害者・障害児の範囲の見直し

　法が対象とする障害者の範囲について、これまで示されていた身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者を含む）に、制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）が加えられました。（P4 参照）

（4）障害支援区分の創設

　これまでの「障害程度区分」について、名称を「障害支援区分」に改めるとともに、区分の認定が障害の多様な特性や心身の状態に応じて適切に行われるよう、認定調査項目や各項目の判断基準等の見直しが行われました。

（5）障害者に対する支援の拡充

**①重度訪問介護の対象拡大**

　これまで「重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者」とされてきた対象を「重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるもの」に改正され、重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者に対象が拡大されました。

**②ケアホームとグループホームの一元化**

　共同生活を行う住居における介護サービスが柔軟に提供できるよう、ケアホーム（共同生活介護）とグループホーム（共同生活援助）がグループホームに一元化され、地域生活の基盤となる住まいの場の確保の促進が図られました。また、１人で暮らしたいというニーズに応えていく観点から、グループホームと連携した「サテライト型住居」が創設されました。

**③地域移行支援の対象拡大**

　住居の確保や障害福祉サービスの体験利用・体験宿泊のサポートなど地域生活へ移行するための支援を内容とする「地域移行支援」の対象（障害者支援施設等に入所している障害者、精神科病院に入院している精神障害者）に保護施設、矯正施設等に入所している障害者が加えられました。

**④地域生活支援事業の拡大**

　障害者に対する理解を深めるため、

①研修や啓発を行う事業、

②意思疎通支援を行う者を養成する事業等

が市町村と都道府県の事業に追加されました。

**【市町村】**

ア）障害者に対する理解を深めるための研修・啓発

イ）障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援

ウ）市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修

エ）意思疎通支援を行う者の養成

**【都道府県】**

ア）意思疎通支援を行う者のうち、特に専門性の高い者の養成、派遣

イ）意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整等広域的な対応が必要な事業

（6）サービス基盤の計画的整備

①障害福祉計画に「サービスの提供体制の確保に係る目標」等を必ず定める事項として追加

②基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化

③市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化

④自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

　また、法の施行後3年を目途として次のことを検討することとなっています。

①常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方

②障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方

③障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方

④手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

⑤精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

P4-5

**障害者総合支援法では支援の充実が求められていた難病等が対象に加えられました**

　障害者総合支援法では、これまで障害者自立支援法で対象となっていた身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者を含む）に、制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病等が加えられました。

■ 障害者総合支援法の対象疾患一覧

1　IgA腎症

2　亜急性硬化性全脳炎

3　アジソン病

4　アミロイド症

5　アレルギー性肉芽腫性血管炎

6　ウェゲナー肉芽腫症

7　HTLV－１関連脊髄症

8　ADH不適合分泌症候群

9　黄色靭帯骨化症

10　潰瘍性大腸炎

11　下垂体前葉機能低下症

12　加齢性黄斑変性症

13　肝外門脈閉塞症

14　関節リウマチ

15　肝内結石症

16　偽性低アルドステロン症

17　偽性副甲状腺機能低下症

18　球脊髄性筋萎縮症

19　急速進行性糸球体腎炎

20　強皮症

21　ギラン・バレ症候群

22　筋萎縮性側索硬化症

23　クッシング病

24　グルココルチコイド抵抗症

25　クロウ・深瀬症候群

26　クローン病

27　劇症肝炎

28　結節性硬化症

29　結節性動脈周囲炎

30　血栓性血小板減少性紫斑病

31　原発性アルドステロン症

32　原発性硬化性胆管炎

33　原発性高脂血症

34　原発性側索硬化症

35　原発性胆汁性肝硬変

36　原発性免疫不全症候群

37　硬化性萎縮性苔癬

38　好酸球性筋膜炎

39　後縦靭帯骨化症

40　拘束型心筋症

41　広範脊柱管狭窄症

42　高プロラクチン血症

43　抗リン脂質抗体症候群

44　骨髄異形成症候群

45　骨髄線維症

46　ゴナドトロピン分泌過剰症

47　混合性結合組織病

48　再生不良性貧血

49　サルコイドーシス

50　シェーグレン症候群

51　色素性乾皮症

52　自己免疫性肝炎

53　自己免疫性溶血性貧血

54　視神経症

55　若年性肺気腫

56　重症急性膵炎

57　重症筋無力症

58　神経性過食症

59　神経性食欲不振症

60　神経線維腫症

61　進行性核上性麻痺

62　進行性骨化性線維形成異常症

63　進行性多巣性白質脳症

64　スティーヴンス・ジョンソン症候群

65　スモン

66　正常圧水頭症

67　成人スチル病

68　脊髄空洞症

69　脊髄小脳変性症

70　脊髄性筋萎縮症

71　全身性エリテマトーデス

72　先端巨大症

73　先天性QT延長症候群

74　先天性魚鱗癬様紅皮症

75　先天性副腎皮質酵素欠損症

76　側頭動脈炎

77　大動脈炎症候群

78　大脳皮質基底核変性症

79　多系統萎縮症

80　多巣性運動ニューロパチー

81　多発筋炎

82　多発性硬化症

83　多発性嚢胞腎

84　遅発性内リンパ水腫

85　中枢性尿崩症

86　中毒性表皮壊死症

87　TSH産生下垂体腺腫

88　TSH受容体異常症

89　天疱瘡

90　特発性拡張型心筋症

91　特発性間質性肺炎

92　特発性血小板減少性紫斑病

93　特発性血栓症

94　特発性大腿骨頭壊死

95　特発性門脈圧亢進症

96　特発性両側性感音難聴

97　突発性難聴

98　難治性ネフローゼ症候群

99　膿疱性乾癬

100　嚢胞性線維症

101　パーキンソン病

102　バージャー病

103　肺動脈性肺高血圧症

104　肺胞低換気症候群

105　バッド・キアリ症候群

106　ハンチントン病

107　汎発性特発性骨増殖症

108　肥大型心筋症

109　ビタミンD依存症二型

110　皮膚筋炎

111　びまん性汎細気管支炎

112　肥満低換気症候群

113　表皮水疱症

114　フィッシャー症候群

115　プリオン病

116　ベーチェット病

117　ペルオキシソーム病

118　発作性夜間ヘモグロビン尿症

119　慢性炎症性脱髄性多発神経炎

120　慢性血栓塞栓性肺高血圧症

121　慢性膵炎

122　ミトコンドリア病

123　メニエール病

124　網膜色素変性症

125　もやもや病

126　有棘赤血球舞踏病

127　ランゲルハンス細胞組織球症

128　リソソーム病

129　リンパ管筋腫症

130　レフェトフ症候群

※上記に示した対象疾患は、現在国の「障害者総合支援法対象疾病検討会」において拡大する方向で検討されており、今後平成27年1月以降に第1次の追加が実施され、平成27年夏以降に第2次の追加がなされる見込みです。

**1　障害者を対象としたサービス**

　障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

※障害児に関するサービスは平成24年4月より大きく再編されました。また、すべて児童福祉法に位置づけられました。

詳しくは、8～9ページを参照してください。

市町村

**自立支援給付**

介護給付

●居宅介護（ホームヘルプ）　●重度訪問介護　●同行援護　●行動援護

●重度障害者等包括支援　●短期入所（ショートステイ）　●療養介護

●生活介護　●施設入所支援

障害者・児

訓練等給付

●自立訓練　●就労移行支援　●就労継続支援　●共同生活援助（グループホーム）

※従来のケアホームは、グループホームに一元化されました。

自立支援医療

●更生医療　●育成医療※　●精神通院医療※

※実施主体は都道府県等

補装具

**地域生活支援事業**

●理解促進研修・啓発　●自発的活動支援　●相談支援　●成年後見制度利用支援

●成年後見制度法人後見支援　●意思疎通支援　●日常生活用具の給付又は貸与

●手話奉仕員養成研修　●移動支援　●地域活動支援センター　●福祉ホーム

●その他の日常生活又は社会生活支援

支援

**地域生活支援事業**

●専門性の高い相談支援　●広域的な対応が必要な事業　●人材育成

●専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣

●意思疎通支援を行う者の広域的な連絡調整、派遣調整　等

都道府県

P6-7

「障害福祉サービス」は、勘案すべき事項（障害の種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向等）及びサービス等利用計画案をふまえ、個々に支給決定が行われる「障害福祉サービス」「地域相談支援」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟にサービスを行う「地域生活支援事業」に大別されます。

サービスは、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用のプロセスが異なります。

※サービスには期限のあるものと、期限のないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新（延長）は一定程度、可能となります。

**■福祉サービスに係る自立支援給付等の体系**

1 介護給付

① 居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

④ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

⑥ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

⑦ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

⑧ 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

⑨ 障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

※平成24年4月から障害児支援が強化され、児童デイサービスは障害児通所支援に再編されました。障害児に関するサービスは8～9ページを参照してください。

2 訓練等給付

① 自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。

② 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

③ 就労継続支援（Ａ型＝雇用型、Ｂ型＝非雇用型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

雇用契約を結ぶＡ型と、雇用契約を結ばないＢ型があります。

④ 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。

さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるためにサテライト型住居があります。※

＊平成26年4月1日から共同生活介護（ケアホーム）はグループホームに一元化されました。

※サテライト型住居については、早期に単身等での生活が可能であると認められる者の利用が基本となっています。

3 地域生活支援

① 移動支援

円滑に外出できるよう、移動を支援します。

② 地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。

③ 福祉ホーム

住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。

■日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

利用者一人ひとりの個別支援計画を作成して、利用目的にかなったサービスが提供されます。

**日中活動の場**

以下から1ないし複数の事業を選択

療養介護※

生活介護

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

就労移行支援

就労継続支援（Ａ型＝雇用型、Ｂ型＝非雇用型）

地域活動支援センター（地域生活支援事業）

※療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施

プラス

**住まいの場**

障害者支援施設の施設入所支援

又は

居住支援（グループホーム、福祉ホームの機能）

P8-9

**2　障害児を対象としたサービス**

　障害児を対象とした施設・事業は、施設入所等は児童福祉法、児童デイサービス等の事業関係は障害者自立支援法、重症心身障害児(者)通園事業は予算事業として実施されてきましたが、平成24年4月より児童福祉法に根拠規定が一本化され、体系も再編されました。

　障害児通所支援を利用する保護者は、市町村に障害支援区分の認定について申請を行い、サービス等利用計画を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。

　なお、「重症心身障害児（者）通園事業」が「児童発達支援」として法定化されたことにともない、18歳以上の障害者が引き続き利用するためには、新たに支給決定を受けることが必要となっていますが、本人の申出により障害支援区分の判定等の手続きを省略して支給決定を行う経過措置（＊）が設けられています。

（＊）経過措置期間は平成27年3月末まで。

**■「児童福祉法」による障害児を対象としたサービスの概要**

■障害児施設

障害種別で分かれていた障害児施設は、通所による支援（「障害児通所支援（児童発達支援等）」、入所による支援（「障害児入所支援（障害児入所施設）」）の2つに大別されています。

■居宅サービスと通所サービスの一体的利用

通所サービスの実施主体が平成24年より市町村に移行されたことにより、居宅サービスと通所サービスが一体的に利用できます。

■放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

学齢児を対象とした放課後支援が充実されるとともに、障害があっても保育所等の利用ができるよう訪問サービスが創設されています。

■在園期間の延長措置の見直し

18歳以上の障害児施設入所者には障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスが提供されます。なお、現に入所している方が退所させられないよう配慮されます。

**■市町村・都道府県における障害児を対象としたサービス**

市町村

障害児通所支援

児童発達支援

医療型児童発達支援

児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センターと児童発達支援事業の２類型に大別されます。

様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられます。

①児童発達支援センター

通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。

②児童発達支援事業

通所利用の障害児に対する支援を行う身近な療育の場です。

放課後等デイサービス

学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。

学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

都道府県

障害児入所支援

福祉型障害児入所施設

医療型障害児入所施設

従来の障害種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障害以外の障害を受け入れた場合に、その障害に応じた適切な支援を提供します。また、医療型は、このほか医療も提供します。

18歳以上の障害児施設入所者には、自立（地域生活への移行等）を目指した支援を提供します。

＊重症心身障害児施設は、重症心身障害の特性を踏まえ児者一貫した支援の継続を可能とします。

＊現に入所していた者が退所させられないように配慮されます。また、引き続き、入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、満20歳に達するまで利用することができます。

Ｐ10-11

**3　相談支援**

平成24年4月の支給決定プロセスの見直しにより、計画相談支援の対象が原則として障害福祉サービスを申請した障害者等へと大幅に拡大されています。また、地域移行・地域定着支援は個別給付化が図られました。

地域における相談支援の拠点として、基幹相談支援センターを市町村が設置できることとなり、相談支援体制の強化が行われました。さらに、地域支援体制づくりに重要な役割を果たす自立支援協議会が法律上位置付けられました。

事業名

内　　容

計画相談支援

**●サービス利用支援**

障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。

**●継続サービス利用支援**

支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

地域相談支援

**●地域移行支援**

障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害者、児童福祉施設を利用する18歳、住居確保、関係機関との調整等を行います。

**●地域定着支援**

居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

障害児相談支援

**●障害児支援利用援助**

障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。

**●継続障害児支援利用援助**

支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

※障害児の居宅サービスについては、指定特定相談支援事業者がサービス利用支援・継続サービス利用支援を行います。障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児相談支援の対象とはなりません。

**「障害者」の相談支援体系**

サービス等利用計画

指定特定相談支援事業者（計画作成担当）

※事業者指定は、市町村長が行う。

●計画相談支援（個別給付）

　•サービス利用支援　•継続サービス利用支援

●基本相談支援（障害者・障害児等からの相談）

地域移行支援・地域定着支援

指定一般相談支援事業者

※事業者指定は、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長等が行う。

●地域相談支援（個別給付）

　•地域移行支援（地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等）

　•地域定着支援（24時間の相談支援体制等）

●基本相談支援（障害者・障害児等からの相談）

**「障害児」の相談支援体系**

サービス等利用計画 等

居宅サービス

指定特定相談支援事業者

※事業者指定は、市町村長が行う。

●計画相談支援（個別給付）

　•サービス利用支援　•継続サービス利用支援

●基本相談支援（障害児や障害児の保護者等からの相談）

通所サービス

障害児相談支援事業者

児童福祉法に基づき設置

※事業者指定は、市町村長が行う。

●障害児相談支援（個別給付）

　•障害児支援利用援助　•継続障害児支援利用援助

※障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児相談支援の対象とはなりません。

P12-13

**4　地域生活支援事業**

障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として以下の事業が実施されます。

市町村及び都道府県は、地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取り組みを行います。

なお、対象者、利用料など事業内容の詳細については、最寄りの市町村又は都道府県窓口にお尋ねください。

**市町村事業**

内　　　　容

相談支援

●相談支援

障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。また、（自立支援）協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。

●市町村に基幹相談支援センターの設置

地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制の強化の取り組み等を行います。

成年後見制度利用支援

補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人を対象に、費用を助成します。

また、法人後見の研修等を行います。

意思疎通支援

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。

また、意思疎通支援を行う者（手話奉仕員を想定）を養成します。

日常生活用具給付等

重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。

移動支援

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。

地域活動支援センター

障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

理解促進研修・啓発

障害者に対する理解を深めるための研修や啓発事業を行います。

自発的活動支援

障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

そ　の　他

市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。

たとえば、福祉ホーム事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業などがあります。

**都道府県事業**

内　　　　容

専門性の高い相談支援

発達障害、高次脳機能障害など専門性の高い障害について、相談に応じ、必要な情報提供等を行います。

広域的な支援

都道府県相談支援体制整備事業や精神障害者地域生活支援広域調整等事業など、市町村域を超える広域的な支援が必要な事業を行います。

専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣

意思疎通支援を行う者のうち、特に専門性の高い者の養成、又は派遣する事業を行います。（手話通訳者、要約筆記者、触手話及び指点字を行う者の養成又は派遣を想定）

そ　の　他（研修事業を含む）

都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。

たとえば、福祉ホーム事業、情報支援等事業、障害者I T 総合推進事業、社会参加促進事業などがあります。

また、サービス・相談支援者、指導者などへの研修事業等を行います。

P14-15

**5　利用の手続き**

**■サービス利用までの流れ**

（1）サービスの利用を希望する方は、市町村の窓口に申請し障害支援区分の認定を受けます。

（2）市町村は、サービスの利用の申請をした方（利用者）に、「指定特定相談支援事業者」が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求めます。

利用者は「サービス等利用計画案」を「指定特定相談支援事業者」で作成し、市町村に提出します。

（3）市町村は、提出された計画案や勘案すべき事項をふまえ、支給決定します。

（4）「指定特定相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催します。

（5）サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。

（6）サービス利用が開始されます。

サービス利用に関する留意事項

1. 障害児については、居宅サービスの利用にあたっては、障害者総合支援法に基づく「指定特定相談支援事業者」が「サービス等利用計画案」を作成し、通所サービスの利用にあたっては、児童福祉法に基づく「指定障害児相談支援事業者」が「障害児支援利用計画案」を作成します。

2. 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため障害児支援利用計画の作成は必要ありません。

3. 施設入所支援と就労継続支援または生活介護の利用（障害支援区分3以下）を組み合わせたサービスを新規に利用する方は、サービス等利用計画の策定が必須となります。

4. 指定特定相談支援事業者以外の者が作成したサービス等利用計画案（セルフプラン）を提出することもできます。

**■支給決定プロセス**

支給決定時からケアマネジメントを実施

一定期間ごとのモニタリング

※詳細は16～17ページ参照

受付・申請

介護給付

訓練等給付※２

（1）障害支援区分の認定※1

（2）サービス等利用計画案の作成

（3）支給決定

（4）サービス担当者会議

（5）支給決定時のサービス等利用計画

（6）サービス利用

支給決定後のサービス等利用計画

※１　同行援護の利用申請の場合

障害支援区分の調査に加えて同行援護アセスメント票によるアセスメントを行います。ただし、身体介護を伴わない場合は、心身の状況に関するアセスメント、障害支援区分の一次判定、二次判定（審査会）及び障害支援区分の認定は行わないものとします。

※２　共同生活援助の利用申請のうち、一定の場合は障害支援区分の認定が必要です。

＊障害支援区分とは

　障害支援区分とは、障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い）です。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されています。

　調査項目は、

①移動や動作等に関連する項目（12 項目）

②身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）

③意思疎通等に関連する項目（６項目）

④行動障害に関連する項目（34 項目）

⑤特別な医療に関連する項目（12 項目）

の80項目となっており、各市町村に設置される審査会において、この調査結果や医師の意見書の内容を総合的に勘案した審査判定が行われ、その結果を踏まえて市町村が認定します。

障害支援区分の調査項目

**１ 移動や動作等に関連する項目［12項目］**

1 寝返り

2 起き上がり

3 座位保持

4 移乗

5 立ち上がり

6 両足での立位保持

7 片足での立位保持

8 歩行

9 移動

10 衣服の着脱

11 じょくそう

12 えん下

**２ 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目［16 項目］**

1 食事

2 口腔清潔

3 入浴

4 排尿

5 排便

6 健康・栄養管理

7 薬の管理

8 金銭の管理

9 電話等の利用

10 日常の意思決定

11 危険の認識

12 調理

13 掃除

14 洗濯

15 買い物

16 交通手段の利用

**３ 意思疎通等に関連する項目［6項目］**

1 視力

2 聴力

3 コミュニケーション

4 説明の理解

5 読み書き

6 感覚過敏・感覚鈍麻

**４ 行動障害に関連する項目［34項目］**

1 被害的・拒否的

2 作話

3 感情が不安定

4 昼夜逆転

5 暴言暴行

6 同じ話をする

7 大声・奇声を出す

8 支援の拒否

9 徘徊

10 落ち着きがない

11 外出して戻れない

12 １人で出たがる

13 収集癖

14 物や衣類を壊す

15 不潔行為

16 異食行動

17 ひどい物忘れ

18 こだわり

19 多動・行動停止

20 不安定な行動

21 自らを傷つける行為

22 他人を傷つける行為

23 不適切な行為

24 突発的な行動

25 過食・反すう等

26 そううつ状態

27 反復的行動

28 対人面の不安緊張

29 意欲が乏しい

30 話がまとまらない

31 集中力が続かない

32 自己の過大評価

33 集団への不適応

34 多飲水・過飲水

**５ 特別な医療に関連する項目［12項目］**

1 点滴の管理

2 中心静脈栄養

3 透析

4 ストーマの処置

5 酸素療法

6 レスピレーター

7 気管切開の処置

8 疼痛の看護

9 経管栄養

10 モニター測定

11 じょくそうの処置

12 カテーテル

P16-17

**モニタリング**

**継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助**

サービス等の利用状況の検証と計画の見直しのために一定期間を定めて「モニタリング」（サービス等利用計画の見直し）が実施されます。

※モニタリング実施期間は、利用者の状況や利用しているサービスの内容等によって市町村が定める期間ごとに行われ、少なくとも1年に1回以上は実施されます。

※セルフプランによるサービス利用者は、モニタリングは実施されません。

**■モニタリングの標準期間のイメージ**

障害福祉サービスの利用者

地域相談支援の利用者

障害児相談支援の利用者

支給決定の有効期間が1年の場合

支給決定の有効期間が6ヶ月の場合

5月1日に利用開始する場合の例

11月1日

4月　5月　6月　7月　8月　9月　10月　11月　12月　1月　2月　3月　4月

支給決定（新規等）

1月目　2月目　3月目

在宅サービスの利用者

4月目　5月目　6月目　7月目　8月目　9月目　10月目　11月目　12月目

6月目

6月に1回実施

毎月実施

12月目

入所サービスの利用者（障害児を除く）

1年に1回実施

12月目

6月目

モニタリングを実施した結果、支給決定の更新等が必要な場合は、サービス等利用計画案の作成等を併せて実施。

P18-19

**6　利用者負担の仕組みと軽減措置**

利用者負担はサービス量と所得に着目した負担の仕組みとされ、その負担は所得等に配慮した負担（応能負担）とされています。

■利用者負担に関する軽減措置

自己負担

食費・光熱水費等

入所施設利用者（20歳以上）

グループホーム利用者

通所施設（事業）利用者

ホームヘルプ利用者

入所施設利用者（20歳未満）

医療型施設利用者（入所）

1 利用者負担の負担上限月額設定（所得段階別）

3 高額障害福祉サービス費（世帯での所得段階別負担上限）

2 医療型個別減免（医療、食事療養費と合わせ、上限額を設定）

事業主の負担による就労継続支援Ａ型事業（雇用型）の減免措置

8 生活保護への移行防止（負担上限額を下げる）

4 補足給付（食費･光熱水費負担を減免）

食費や居住費については実費負担ですが、通所施設（事業）を利用した場合には、6の軽減措置が受けられます。

7 補足給付（家賃負担を軽減）

6 食費の人件費支給による軽減措置

5 補足給付（食費･光熱水費負担を軽減）

1 ～ 8 についての詳細は「障害者」19～20ページ、「障害児」21～22ページをご覧ください。

**6-1 障害者の利用者負担**

**1 月ごとの利用者負担には上限があります**

●障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区　 分

生活保護

低所得

一般1

一般2

世帯の収入状況

生活保護受給世帯

市町村民税非課税世帯（注1）

市町村民税課税世帯（所得割16万円（注2）未満）

※入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除きます（注3）。

上記以外

負担上限月額

0円

0円

9,300円

37,200円

（注1）3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

（注2）収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

（注3）入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

●所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種　別

18歳以上の障害者（施設に入所する18、19歳を除く）

障害児（施設に入所する18、19歳を含む）

世帯の範囲

障害のある方とその配偶者

保護者の属する住民基本台帳での世帯

※障害児の利用者負担は21ページに記載してあります。

**2 療養介護を利用する場合、医療費と食費の減免があります**

医療型個別減免

●療養介護を利用する方は、従前の福祉部分負担相当額と医療費、食事療養費を合算して、上限額を設定します。

（20歳以上の入所者の場合）

●低所得の方は、少なくとも25,000円が手元に残るように、利用者負担額が減免されます。

※市町村民税非課税世帯が対象です。

【例】療養介護利用者（平均事業費：福祉22.9万円、医療41.4万円）、障害基礎年金1級受給者（年金月額80,500円）の場合

20歳以上施設入所者等の医療型個別減免

認定収入額（80,500円）

手元に残る額

負担額

減免額

その他生活費（※1）（28,000円）

福祉部分負担相当額（※2）（22,900円）

食事療養負担額（14,880円）

医療費部分利用者負担額（24,600円）

※1　その他生活費

①②に該当しない方…25,000円

②障害基礎年金1級受給者、60～64歳の方、65歳以上で療養介護を利用する方…28,000円

※2　計算上は、事業費（福祉）の1割とする。

P20-21

**4 5 6 食費等実費負担についても、減免措置があります**

（20歳以上の入所者の場合）

●入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、58,000円を限度として施設ごとに額が設定されることとなりますが、低所得者に対する給付については、費用の基準額を58,000円として設定し、食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円が残るように補足給付が行われます。

なお、就労等により得た収入については、24,000円までは収入として認定しません。また、24,000円を超える額についても、超える額の30％は収入として認定しません。

※市町村民税非課税世帯が対象です。

【例】入所施設利用者（障害基礎年金１級受給者（年金月額80,500円、事業費350,000円の場合））

20歳以上入所者の補足給付

手元に残る額

実費負担

自己負担額（※2）6,916円

その他生活費（※1）28,000円

食費、光熱水費45,584円

補足給付12,416円

障害基礎年金収入（80,500円）＋補足給付（12,416円）

※1障害基礎年金１級の者はその他生活費（25,000円）に3,000円加算して計算

※2（80,500円－66,667円）×50％

（通所施設の場合）

●通所施設等では、低所得、一般1（グループホーム利用者（所得割16万円未満）を含む。）の場合、食材料費のみの負担となるため、実際にかかる額のおおよそ3分の1の負担となります（月22日利用の場合、約5,100円程度）。

なお、食材料費は、施設ごとに額が設定されます。

**7 グループホームの利用者に家賃助成があります**

●グループホーム（重度障害者等包括支援の一環として提供される場合を含む。）の利用者（生活保護又は低所得の世帯）が負担する家賃を対象として、利用者1人あたり月額1万円を上限に補足給付が行われます。

※市町村民税非課税世帯が対象です。

家　　賃

1万円未満の場合

1万円以上の場合

補足給付額

実　費

１万円

**8 生活保護への移行防止策が講じられます**

●こうした負担軽減策を講じても、自己負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで自己負担の負担上限月額や食費等実費負担額を引き下げます。

**6-2 障害児（※）の利用者負担**※20歳未満の入所施設利用者を含む。

**1 月ごとの利用者負担には上限があります**

●障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

●所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種　別

18歳以上の障害者（施設に入所する18、19歳を除く）

障害児（施設に入所する18、19歳を含む）

世帯の範囲

障害のある方とその配偶者

保護者の属する住民基本台帳での世帯

※障害者の利用者負担は19ページに記載してあります。

区　 分

生活保護

低所得

一般1

一般2

世帯の収入状況

生活保護受給世帯

市町村民税非課税世帯

市町村民税課税世帯（所得割28万円（注）未満）

上記以外

通所施設、ホームヘルプ利用の場合

入所施設利用の場合

負担上限月額

0円

0円

4,600円

9,300円

37,200円

（注）収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。

**2 医療型障害児入所施設を利用する場合、医療費と食費の減免があります**

医療型個別減免

●医療型施設に入所する方や療養介護を利用する方は、従前の福祉部分負担相当額と医療費、食事療養費を合算して、上限額を設定します。

（20歳未満の入所者の場合）

●地域で子供を養育する世帯と同程度の負担となるよう、負担限度額を設定し、限度額を上回る額について減免を行います。※所得要件はありません。

【例】医療型障害児入所施設利用者（平均事業費：福祉22.9万円、医療41.4万円）、一般1の場合

20歳未満施設入所者等の医療型個別減免

地域で子供を育てるために通常必要な費用（※1）（50,000円）

負担額

減免額

その他生活費（※2）（34,000円）

福祉部分負担相当額（※3）（22,900円→15,000円）

医療費部分利用者負担額（40,200円）

食事療養負担額（24,180円）

※1 低所得世帯、一般1は、5万円　一般2は、7.9万円

※2 18歳以上は25,000円、18歳未満は34,000円

※3 計算上は、事業費（福祉）の1割とし、15,000円を超える場合は15,000円として計算する。

P22-23

**5 福祉型障害児入所支援施設を利用する場合、食費の減免があります**

（20歳未満の入所者の場合）

●地域で子供を養育する費用（低所得世帯、一般1は5万円、一般2は7.9万円）と同様の負担となるように補足給付が行われます。※所得要件はありません。

【例】福祉型障害児入所支援施設利用者（平均事業費：18.6万円）、一般１の場合

20歳未満入所者の補足給付

地域で子供を育てるために通常必要な費用（※1）（50,000円）

負担額（1,000円）

補足給付額（57,000円）

その他生活費（※2）（34,000円）

福祉部分負担相当額（※3）（18,600円→15,000円）

食費等（58,000円）

※1 低所得世帯、一般1は、5万円　一般2は、7.9万円

※2 18歳以上は25,000円、18歳未満は34,000円

※3 計算上は、事業費の1割とし、15,000円を超える場合は15,000円として計算する。

**6 障害児通所支援＜児童発達支援、医療型児童発達支援＞を利用する場合、食費の負担が軽減されます**

●障害児通所支援については、低所得世帯と一般１は食費の負担が軽減されます。具体的には次のとおりとなります。

所得階層

低所得

一般1

一般2

食　費

1,540円

5,060円

14,300円 ※軽減なし

※月22日利用の場合。なお、実際の食材料費は施設により設定されます。

児童発達支援の利用者負担

事業費14.4万円

低所得

一般1

一般2

利用者負担

0円

4,600円

14,400円

食費等

1,540円

5,060円

14,300円

医療型児童発達支援の利用者負担

事業費(福祉)4.9万円

事業費(医療)4.5万円

低所得

一般1

一般2

福祉部分

0円

4,600円

4,900円

医療部分

4,500円

4,500円

4,500円

食費等

1,540円

5,060円

14,300円

**6-3 高額障害福祉サービス費（世帯単位の軽減措置）**

**3 世帯での合算額が基準額を上回る場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます**

●障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます（償還払いの方法によります）。

●障害児が障害者自立支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス等給付費等が支給されます（償還払いの方法によります）。※世帯に障害児が複数いる場合でも、合算した負担額が一人分の負担額と同様になるように軽減します。

●平成24年4月1日より補装具に係る利用者負担も合算軽減が図られています。

●同一の世帯に障害福祉サービスを利用する障害者等が複数いる場合、障害福祉サービスと介護保険法に基づく居宅サービス等を併用する障害者等がいる場合などで、利用者負担の合計額が一定の額を超える場合には、高額障害福祉サービス等給付費等を支給され負担が軽減されます。

●ただし、自立支援医療、療養介護医療、肢体不自由児通所医療及び障害児入所医療に係る利用者負担については、合算の対象外とされています。

具体例

前　提

父親Ａさん、母親Ｂさん（障害者）、子どもＣさん（障害児）の３人家族で、Ｃさんが障害児通所支援を利用（Ａさんが通所給付決定保護者）し、Ｂさんが障害福祉サービス及び補装具を利用（Ｂさんが支給決定障害者等及び補装具費支給対象障害者等）する場合であって、世帯の高額費算定基準額Ｘが37,200円である場合。

合算の仕組み

高額費は、利用者負担世帯合算額と高額費算定基準額の差額を支給対象とする。

利用者負担世帯合算額Ｙ　80,000円（①＋②＋③）

①障害児通所支援に係る利用者負担　30,000円

②障害福祉サービスに係る利用者負担　20,000円

③補装具に係る利用者負担　30,000円

※この事例における改正後の高額費支給対象額は42,800円（Ｙ－Ｘ）

支給額

Ａさん又はＢさんに対する支給額は、高額費支給対象額を通所給付決定保護者按分率、支給決定障害者等按分率（Ａさん、Ｂさんに係る利用者負担を利用者負担世帯合算額でそれぞれ除して得た率）で按分した額とする。

Ａさんに支給される高額障害児通所給付費 42,800円×①／Ｙ＝16,050円

Ｂさんに支給される高額障害福祉サービス等給付費 42,800円×（②＋③）／Ｙ＝26,750円

※高額費算定基準額は、従来と同様、市町村民税課税世帯は37,200円、それ以外は0円とする。

※一人の障害児の保護者が障害福祉サービス、障害児通所支援又は指定入所支援のうちいずれか２つ以上のサービスを利用する場合、その負担上限月額は利用するサービスの負担上限月額のうち最も高い額とする特例を設ける。

P24-25

**7　障害に係る自立支援医療**

自立支援医療制度は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、次の３つに大別されます。

対　　象　　者

精神通院医療

精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者

更生医療

身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上）

育成医療

身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満）

詳しくは、厚労省のホームページをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\_kaigo/shougaishahukushi/jiritsu/index.html

**■自立支援医療の利用者負担と軽減措置**

●所得に応じ、月ごとに負担上限額が設定されています。ただし、この負担上限額がひと月あたりの医療費の１割を超える場合は、自己負担は１割となります。なお、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人（高額治療継続者〈いわゆる「重度かつ継続」〉）にもひと月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策があります。

●世帯の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。ただし、同じ医療保険に加入している場合であっても、配偶者以外であれば、税制と医療保険のいずれにおいても障害者を扶養しないことにした場合は、別の世帯とみなすことが可能となる場合もあります。

●入院時の食事療養費又は生活療養費（いずれも標準負担額相当）については、入院と通院の公平を図る視点から原則自己負担となります。

**■自立支援医療の対象者、自己負担の概要**

1. 対象者

従来の精神通院医療、育成医療、更生医療の対象となる方と同様の疾病を有する者（一定所得以上の者を除く）。

2. 給付水準

世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額を設定。（これに満たない場合は1割）

また、入院時の食事療養費又は生活療養費（いずれも標準負担額相当）については原則自己負担。

一定所得以下

生活保護世帯

生活保護

負担0円

市町村民税非課税本人収入≦80万

低所得1

負担上限月額

2,500円

市町村民税非課税本人収入＞80万

低所得2

負担上限月額

5,000円

中間所得層

市町村民税＜3.3万（所得割）

3.3万≦市町村民税＜23.5万（所得割）

中間所得

負担上限月額：医療保険の自己負担限度

育成医療の経過措置※2

負担上限月額5,000円

負担上限月額10,000円

高額治療継続者（「重度かつ継続」）（※1）

中間所得層1　負担上限月額5,000円

中間所得層2　負担上限月額10,000円

一定所得以上

23.5万≦市町村民税（所得割）

一定所得以上公費負担の対象外

医療保険の負担割合・負担限度額

一定所得以上（重継）（※2）負担上限月額20,000円

※1　高額治療継続者（「重度かつ継続」）の範囲については、以下のとおりです。

①疾病、症状等から対象となる者。

●更生医療・育成医療　腎臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る／肝臓機能障害は平成22年4月に追加されました）。

●精神通院医療　統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害若しくは薬物関連障害（依存症等）の者又は集中・継続的な医療を要する者として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者。

②疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者

医療保険の多数該当の者。

※2　育成医療の経過措置及び「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の者に対する経過措置があります。

P26-27

**8　補装具の制度**

補装具

障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもの等。義肢、装具、車いす等

補装具費の支給

●補装具を購入する費用を支給する制度です。利用者負担については所得等に配慮した負担となっています。

●支給決定は、障害者又は障害児の保護者からの申請に基づき、市町村が行います。

**■補装具費の支給の仕組み**

③重要事項の説明、契約

④補装具の引き渡し

⑤補装具の購入（修理）費支払い

補装具製作業者

③－1　製作指導

③－2　適合判定

利用者（申請者）

（支払）

別途、市町村で設ける代理受領方式による補装具費の請求・支払い

（請求）

更生相談所等（指定自立支援医療機関、保健所）

①補装具費支給申請

⑥補装具費（基準額－利用者負担額）支払いの請求

②補装具費支給決定（種目・金額）

　※申請者が適切な業者の選定に必要となる情報の提供

⑦補装具費の支給

①－1　意見照会

判定依頼

①－2　意見書の交付

判定書の交付

市町村

補装具費支給制度の利用者負担

●補装具費支給制度の利用者負担は、所得等に配慮した負担となっています。

なお、世帯の所得に応じて次の区分の負担上限月額が設定されます。

障害福祉サービスと介護保険法に基づく居宅サービス等に関わる利用者負担と補装具に係る利用者負担を合算したうえで利用者負担の軽減が図られるようになっています。

区　　分

生活保護

低 所 得

一　　般

世帯の収入状況

生活保護受給世帯

市町村民税非課税世帯（※）

市町村民税課税世帯

負担上限月額

0円

0円

37,200円

※市町村民税非課税世帯

　例）3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入

●所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種　別

18歳以上の障害者

障害児

世帯の範囲

障害のある方とその配偶者

保護者の属する住民基本台帳での世帯

また、こうした負担軽減措置を講じても、自己負担をすることにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで自己負担の負担上限月額を引き下げます。

なお、世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、公費負担の対象外となります。

Ｐ28-29

**障害者総合支援法の概要**（平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布）

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

1 趣　　旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2 概　　要

１　題　　名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。

２　基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

３　障害者の範囲（障害児の範囲も同様に対応。）

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

４　障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

５　障害者に対する支援

①重度訪問介護の対象拡大（重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする）

②共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化③地域移行支援の対象拡大（地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える）

④地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）

６　サービス基盤の計画的整備

①障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定

②基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化

③市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化

④自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3 施行期日

平成25年4月1日（ただし、４. 及び５. ①～③については、平成26年4月1日）

4 検討規定　（障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討）

①常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方

②障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方

③障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方

④手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

⑤精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

**障害者虐待防止法の概要**（平成24年10月１日施行）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

1 目　　的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

2 定　　義

1　「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう（改正後障害者基本法２条１号）。

2　「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。

3　障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④放棄・放置、⑤経済的虐待の５つ。

3 虐待防止施策

1　何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者の通報義務、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。

2　「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務づけるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

■養護者による障害者虐待

[市町村の責務]

相談等、居室確保、連携確保

[スキーム]

虐待発見

通報

市町村

①事実確認（立入調査等）

②措置（一時保護、後見審判請求）

■障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

[設置者等の責務]

当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための惜置を実施

[スキーム]

虐待発見

通報

市町村

報告

都道府県

①監督権限等の適切な行使

②措置等の公表

■使用者による障害者虐待

[事業主の責務]

当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施

[スキーム]

虐待発見

通報

都道府県

報告

通報

市町村

通知

労働局

督権限等の適切な行使

①監督権限等の適切な行使

②措置等の公表

3　就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

4 そ の 他

1　市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。

2　市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

3　国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。

4　政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後３年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

※虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

Ｐ30-31

**障害者権利条約について**

2014年1月20日に日本は「障害者の権利に関する条約」を締結しました。

1 障害者権利条約とは

「障害者権利条約」は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。

2014年1月20日現在、日本を含む140か国・1地域機関（EU）が条約を締結しています。

2 障害者権利条約が定める内容

●障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定※を含む。）を禁止

●障害者が社会に参加し、包容されることを促進

●条約の実施を監視する枠組みを設置、等

※過度の負担ではないにもかかわらず、障害者の権利の確保のために必要・適当な調整等（例：スロープの設置）を行わないことを指します。

3 障害者権利条約締結までの経緯

2006年12月　国連総会で条約が採択されました。

2007年 9月　日本が条約に署名しました。

2008年 5月　条約が発効しました。

条約締結に先立ち、障害当事者の意見も聴きながら、国内法令の整備を推進してきました。

2011年 8月　障害者基本法が改正されました。

2012年 6月　障害者総合支援法が成立しました。

2013年 6月　障害者差別解消法が成立し、障害者雇用促進法が改正されました。

これらの法整備をうけて

2013年11月19日　衆議院本会議、12月４日の参議院本会議において全会一致で締結を承認。

2014年1 月20日　条約を締結しました。

4 条約を締結するとどうなるの

■我が国において、障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化されます。

（障害者の身体の自由や表現の自由等の権利、教育や労働等の権利が促進されます。）

（条約の実施を監視する枠組みや、国連への報告義務などによって、我が国の取組が後押しされます。）

■人権尊重についての国際協力が一層推進されます。

**障害者権利条約**　条文構成

平成26年1月30日

前　文

第 1条：目　的

第 2条：定　義

第 3条：一般原則

第 4条：一般的義務

第 5条：平等及び無差別

第 6条：障害のある女子

第 7条：障害のある児童

第 8条：意識の向上

第 9条：施設及びサービス等の利用の容易さ

第10条：生命に対する権利

第11条：危険な状況及び人道上の緊急事態

第12条：法律の前にひとしく認められる権利

第13条：司法手続の利用の機会

第14条：身体の自由及び安全

第15条：拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由

第16条：搾取、暴力及び虐待からの自由

第17条：個人をそのままの状態で保護すること

第18条：移動の自由及び国籍についての権利

第19条：自立した生活及び地域社会への包容

第20条：個人の移動を容易にすること

第21条：表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

第22条：プライバシーの尊重

第23条：家庭及び家族の尊重

第24条：教　育

第25条：健　康

第26条：ハビリテーション（適応のための技術の習得）及びリハビリテーション

第27条：労働及び雇用

第28条：相当な生活水準及び社会的な保障

第29条：政治的及び公的活動への参加

第30条：文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

第31条：統計及び資料の収集

第32条：国際協力

第33条：国内における実施及び監視

第34条：障害者の権利に関する委員会

第35条：締約国による報告

第36条：報告の検討

第37条：締約国と委員会との間の協力

第38条：委員会と他の機関との関係

第39条：委員会の報告

第40条：締約国会議

第41条：寄託者

第42条：署　名

第43条：拘束されることについての同意

第44条：地域的な統合のための機関

第45条：効力発生

第46条：留　保

第47条：改　正

第48条：廃　棄

第49条：利用しやすい様式

第50条：正　文

末　文

詳しくはこちらをご覧ください　　 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index\_shogaisha.html

表4

障害福祉サービスの利用について

（平成26年4月版）